

南関町小規模工事等契約希望者登録要領

(目的)

第1条 この要領は、南関町が発注する小規模な建設工事及び建設工事に係る修繕（以下「小規模工事等」という。）について、南関町の入札参加資格審査申請が困難な小規模事業者を登録し、これら登録された小規模事業者を積極的に活用することにより、当該事業者の受注機会を拡大するとともに、町内経済の活性化を図ることを目的とする。

(契約の対象)

第2条 小規模工事等の対象となる契約は、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであって、当該契約金額が50万円以下のものとする。

(登録することができる業種)

第3条 登録することができる業種は、別表に掲げる業種（下水道施設工事業を除く。）のうち、一者につき3業種までとする。

(登録できる者)

第4条 登録できる小規模事業者は、町内に主たる事業所又は住所を有する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ていない者
- (2) 南関町工事入札心得（昭和53年告示第39号）に基づく工事の入札参加有資格者名簿に登録されている者
- (3) 町税等を滞納している者

(登録申請書類)

第5条 登録を希望する者は、南関町小規模工事等契約希望者登録申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 町税の納税証明書（申請日前1ヵ月以内）
- (2) 登録をしようとする者が法人の場合は、商業登記簿謄本の写し
- (3) 登録をしようとする者が個人の場合は、住民票の写し
- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(登録の受付期間及び登録の有効期間)

第6条 登録申請の受付期間は、当該登録の有効期間の開始日の属する年度において、町長が別に定める。ただし、やむを得ない理由で町長が認めた場合は、受付期間以外であっても登録の申請を受け付けることができる。

2 登録の有効期間は2ヵ年度とする。前項ただし書きの規定により受付期間以外に受け付けした登録の有効期間は、受付期間における登録の有効期間と同じとする。

(登録名簿への登載及び通知)

第7条 町長は、第5条第1項の申請書の提出があり適格と認めたときは南関町小規模工事等契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載し、通知するものとする。

(登録事項の変更)

第8条 登録名簿に登載された者（以下「登録者」という。）は、登録した事項に変更があったとき、事業を廃止したとき又は登録を辞退しようとするときは、遅滞なく南関町小規模工事等契約希望者登録□変更・□廃止・□辞退届（様式第2号）を

町長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号のいずれかに該当することとなった場合
 - (2) 倒産し、又は破産した場合
 - (3) 受注に関し不正又は不誠実な行為があった場合
- (業者の選定)

第10条 町長は、小規模工事等に関する契約に係る業者の選定に際しては、登録名簿に登録された者に対し、積極的に見積り参加機会を与えるよう努めるものとする。ただし、入札参加資格申請者名簿に登録された者のうちから業者を選定することを妨げないものとする。

(契約者の決定)

第11条 町は、前条により指名した複数の業者との見積競争により、最も低い価格の見積書を提出した者と契約する。

附 則

この要領は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成22年11月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

南関町小規模工事等希望業種分類表

番号	業種	工事の例
1	建築一式工事	建物修繕工事で工事の種類が複数に及ぶもの
2	大工工事	大工工事、造作工事、型枠工事
3	左官工事	左官工事、モルタル工事、吹き付け工事
4	屋根工事	屋根葺き工事
5	電気工事	送配電気設備工事、構内電気設備工事、照明設備工事
6	管工事	空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事
7	タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み工事、れんが積み工事、タイル張り工事
8	板金工事	板金加工取付工事
9	ガラス工事	ガラス加工取付工事
10	塗装工事	塗装工事
11	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、シート防水工事
12	内装仕上げ工事	天井仕上げ工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上げ工事、カーテン・ブラインド工事、たたみ工事、ふすま工事
13	電気通信工事	電気通信線路工事、電気通信機械設置工事、放送設置工事
14	造園工事	植栽工事、公園設備工事、園路工事
15	さく井工事	さく井工事
16	建具工事	サッシ工事、シャッター工事、金属製・木製建具工事
17	消防施設工事	火災報知設備工事
18	許可業種外工事	建設業法の一部を改正する法律の施工及び運用（昭和47年3月18日建設省計建発第46号）に該当しない工事

※ 南関町下水道排水設備指定工事店が施工の指定を受ける工事・修繕等は除く

様式第1号（第5条関係）

南関町小規模工事等契約希望者登録申請書

年 月 日

南関町長 様

南関町が発注する小規模工事等について契約希望者登録を申請します。

所在地 又は住所	〒 南関町大字		
ふりがな 商号 又は名称			
ふりがな 代表者職 及び氏名			使用印
電話番号	携帯電話（ ）	FAX番号	

※ 使用印は、見積書や契約書等に使用することになるものです。実印でなくても構いませんが、ゴム等の変形しやすい材質や量販され同様の印影があるものは避けてください。

希望業種

登録希望番号・業種（別表）	具体的な工事の内容	許可・免許を有する場合、その種類名称等

添付書類

- 1 町税の納税証明書（申請時点で1ヵ月以内のもので納期限後の未納額のないもの）
- 2 登録をしようとする者が法人の場合は、商業登記簿謄本の写し
- 3 登録をしようとする者が個人の場合は、住民票の写し
- 4 希望業種の履行に際して、許可・免許が必要な業種は、それらを証明する書類の写し

様式第2号（第8条関係）

南関町小規模工事等契約希望者登録 変更・廃止・辞退届

年 月 日

南関町長 様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

年 月 日付けで南関町小規模工事等契約希望者登録申請書を提出しましたが、登録を 変更・廃止・辞退 しますので届けます。

変更の場合 変更する部分のみ記入すること（1変更前及び2変更後）

1 変更前

所在地 又は住所	〒 南関町大字		
ふりがな 商号 又は名称			
ふりがな 代表者職 及び氏名	携帯電話（ ） ー		使用印
電話番号		FAX番号	

希望業種

登録希望番号・業種（別表）	具体的な工事の内容	許可・免許を有する場合、その種類名称等

2 変更後

所在地 又は住所	〒 南関町大字		
ふりがな 商号 又は名称			
ふりがな 代表者職 及び氏名			使用印
	携帯電話 () -		
電話番号		FAX番号	

希望業種

登録希望番号・業種（別表）	具体的な工事の内容	許可・免許を有する場合、 その種類名称等

<注意>

- ① 使用印は、ゴム等の変形しやすい材質や量販され類似の印影があるものは避けること。
- ② 許可・免許が必要な業種には、それらを証明する書類の写しを添付すること。
- ③ □の中は、必要に応じて☑を記入すること。